

# 計画相談支援・障害児相談支援(案)

## 1. 対象者

→ 障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、対象者を大幅に拡大。

具体的な対象者については、以下のとおりとする。

### (障害者自立支援法の計画相談支援の対象者)

- ・ 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児。
- ・ なお、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合には、市町村が、介護保険制度の居宅介護支援計画(ケアプラン)で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないことも可。

### (児童福祉法の障害児相談支援の対象者)

障害児通所支援を利用するすべての障害児

→ 対象拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が必要となるため、施行後3年間で段階的に対象者を拡大する。

この場合、新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者(※)、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大。

- ※
- ①障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
  - ②単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
  - ③重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

## 2. サービス内容

### ○ 支給決定時(サービス利用支援・障害児支援利用援助)

- 法
- ・ 支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画(以下、「計画」という。)案を作成。
  - ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。

### ○ 支給決定後(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

- 法
- ・ 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う(モニタリング)。
  - ・ サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

→ 厚生労働省令で定める期間については、対象者の状況に応じて市町村が必要と認めた期間とする。

なお、対象者の状況に応じたモニタリング頻度の目安については、9月頃を目途に提示する予定(新規開始後や変更後の一定期間や、地域移行者等ライフステージの変化がある者等の場合に集中的に実施する方向で検討)。

### 3. 事業の実施者（市町村が指定する特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当））

#### （指定手続）

→ 「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」が、事業所の所在地を管轄する市町村長に申請し、当該市町村長が指定。

（事業所の所在地以外の市町村の障害者（児）への計画相談支援、障害児相談支援も実施可。）

→ 「総合的に相談支援を行う者」の基準については、以下を満たす事業者とする。

- ① 三障害対応可（他の事業所との連携により、可能な場合を含む。）
- ② 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること
- ③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

#### （人員基準）

→ 管理者及び相談支援専門員（現行の指定相談支援事業者と同じ）とする。

※ 事業所ごとに、専従の者を配置。

ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等（地域相談支援等）に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 4. 報酬

→ 現行と同様に計画作成とモニタリングを評価する。

支給決定時又は変更時の計画作成（サービス利用支援・障害児支援利用援助）と比べて、モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）については報酬の差を設ける方向で検討。